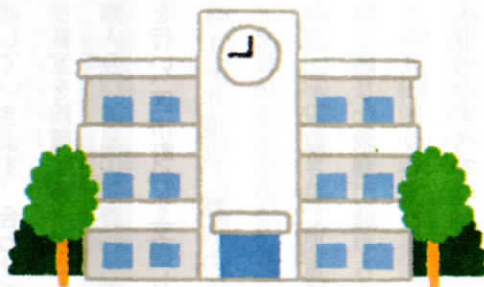


特集

# 教育の今

## 特別支援教育の現状とこれから

全国特別支援教育推進連盟理事長、編集委員  
大南英明



第542号

2017年(平成29年)3月20日  
毎月1回20日発行

P1~6

### 教育の今

- 特別支援教育の現状とこれから……P1
- 親の立場から……P3
- 教員の立場から……P4
- 専門家の立場から……P5

P7~9

平成29年度  
東京都福祉保健局  
主要事業/  
教育庁都立学校  
教育部・指導部  
特別支援教育予算案

P10~11

### 事業所を識る

P12

### まなざし

P13

### ゆうあい会

P14

### 連載

東京都が全国に先駆けて実施してきた特殊教育、特別支援教育に係る施策には、①通級による指導(1962年) ②障害児の希望者全員就学(1974年) ③重複障害学級の大幅な設置(1992年)な

### 「特別支援教室」とは

従来から行われてきている「通級」があり、2016年度から実施している「特別支援教室」の導入が新たに加わります。

による指導」、つまり通級指導学級では、児童生徒が特別な指導を受けるために「〇〇学級」が設置されている小学校、中学校へ通うことになっています。在籍校から通級指導学級のある小学校、中学校へ通うには、児童生徒、保護者に負担がかかることがあります。児童生徒の移動を可能な限り少なくすること、保護者の送迎などの負担を軽減すること、教員間の連絡を取りやすくすることなどを考慮して考え出されたのが、すべての小学校、中学校に「特別支援教室」を設置するというアイデアです。別の表現をすると、「児童生徒が動く」ことから「教員が動く」ことへの転換といえます。

この仕組みは、区市町村内をいくつかのエリアに分けて拠点校を設け、その学校から「特別支援教室」

へ担当の教員が巡回して指導にあたるように考えられています。2013~15年度にかけて目黒区、北区、狛江市、羽村市がモデル事業を実施し、その結果などをもとに、都内の小学校では2016年度から一部の小学校で実施。2018年度に小学校全校実施となる計画です。

### 「特別支援教室」の対象となる児童

「特別支援教室」の対象となる児童生徒は通級による指導の対象となる児童生徒の一部で、自閉症児、情緒障害児、学習障害児(LD)、注意欠陥・多動性障害児(AHD)であり、知的障害のある子どもは対象とはなっていない状況です。

### 「特別支援教室」実施の状況

「特別支援教室」の開設について